

生 活 規 則

第 1 章 ねらいと目標

(ねらい)

第1条 この規則は、北海道紋別高等学校の生徒が高校生としての本分を自覚することによって、自他の生命を尊重し、明るく、楽しく、健康的で、かつ充実した生活をおくる上で必要とされる行動の指針を示すものとする。

(目 標)

第2条 生徒は、この生活規則を守ることによって規律正しい校内外の生活をおくり、社会の一員としての役割を自覚し、責任を果たし、その進展に貢献できるように努めること。

第 2 章 基本的事項

(時間の尊重)

第3条 始業5分前までには、登校すること。

- 2 やむを得ない理由により、遅刻、早退、欠席、外出をする場合は、あらかじめ担任に届け出又は願い出ること。
- 3 遅刻したときは、教室に入る前に職員室において入室許可証の発行等の指導を受けること。

(施設・設備の利用)

第4条 校舎内の施設・設備の利用に当たっては、施設・設備が生徒全体の共同の財産であることを自覚し、丁寧に扱うこと。

- 2 廊下や階段等での「たむろ」や「たわむれ」は、他の人の通行の妨げや施設・設備の破損、トラブルの原因となることがあるので、慎むこと。
- 3 施設・設備を破損した場合は、ホームルーム担任等の指導を受けた後、状況等によっては弁償すること。

(金品の扱い)

第5条 不要の金銭並びに学習やホームルーム活動等に係わりのない物品を、学校に持ち込まないこと。

- 2 学校への諸納金については、登校後速やかに納入すること。
- 3 生徒同志の金品の貸借、贈答は、種々のトラブルを招きがちなので慎むこと。
- 4 持ち物への記名をし、管理に責任を持つこと。
- 5 金品を紛失又は拾得したときは、ホームルーム担任に届け出ること。

(人間関係の充実)

第6条 生徒は互いに思いやりをもって接すると共に、相互の信頼関係を築くように努めること。

- 2 生徒同志、生徒と教師、来客等との意志の疎通を図るため、高校生らしい挨拶や言葉遣いをする。
- 3 男女交際においては、互いの人格を尊重し合い、周囲からひんしゆくをかうことがないようにすること。

第 3 章 服装・頭髪

(服装)

第7条 制服は、日本被服工業組合連合会で定めた標準型学生服または本校指定のものを任意で選択するものとする。

2 制服には、校章、学年・組別章をつけること。

3 特別な事情により異装するときは、事前にホームルーム担任を通して許可を受けること。

4 その他服装に関しては、「服装・身だしなみに関する規程」に定める。

(頭髪)

第8条 頭髪は「服装・身だしなみに関する規程」に従い、いたずらに流行を追うことなく清楚なものとし、授業等に支障なく、かつ清潔さを保つようにすること。

(履物)

第9条 上靴は、本校指定のものとする。

第 4 章 校内生活

(掲示等)

第10条 校内で掲示、貼紙、陳列、配布等をする場合には、事前に許可を受けること。

(清掃)

第11条 清掃は分担区域を責任もって行い、終了後は区域の監督者の点検を受けること。

(休日登校)

第12条 休業日、夜間に必要あって登校するときは、あらかじめ申し出て許可を受けること。

第 5 章 校外生活

(外出時間・外泊)

第13条 外出時の帰宅時間は、平常日にあつては21時までとし、盆踊りやお祭りのときにあつては22時までとする。

2 外泊は慎むこと。

(キャンプ・登山等)

第14条 長期休業中等にキャンプ・登山等を実施する場合は、「キャンプ・登山に関する規程」に従い、事前に願い出ること。

(集会・催し物等)

第15条 校外の集会、催し物等の企画・出場・参加については、「集会・催し物に関する規程」に従い、事前に願い出て許可を受けること。

(飲食店等の利用)

第16条 市内において飲食店を利用する場合は、マナーを十分に守り利用すること。

2 酒類を主とする飲食店の出入りは禁止する。

3 パチンコ店、麻雀荘、その他高校生にとって好ましくない場所への出入りを禁止する。

4 各種施設の出入りについては、高校生としての自覚をもって行動すること。

(アルバイト)

第17条 アルバイトをするときは、別に定める「アルバイトに関する規程」に従い、事前に願
い出ること。

(下 宿)

第18条 下宿をするときは、事前に学校に届け出て、「下宿生に関する規程」に従うこと。

(旅 行)

第19条 泊を伴う旅行をするときは、事前に届け出ること。

第 6 章 交 通 安 全

(交通安全)

第20条 登下校に限らず、日常生活においても道路交通法を遵守し、交通安全に十分注意する
こと。

(自転車通学)

第21条 自転車で通学をする場合は、「自転車通学に関する規程」を守ること。

(運転免許の取得)

第22条 普通車運転免許の取得を希望する場合は、「車両に関する規程」を守ること。

第 7 章 賞 罰

(褒 賞)

第23条 生徒が本校の名誉となる行いをした場合、校長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第24条 生徒指導上必要があると認められるときは、「賞罰に関する規程」に基づき、生活規
則に違反した生徒を懲戒等により罰することがある。

2 懲戒により停学となった生徒は、「停学期間中の生活に関する規程」を守らなければなら
ない。

附 則

- 1 この生活規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この生活規則は、平成19年12月10日から施行する。
- 3 この生活規則は、平成20年11月12日から一部改正する。
- 4 この生活規則は、令和4年2月15日から一部改正する。